

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	生涯福祉センターの退場命令	
根 拠 法 令	徳島市生涯福祉センター条例	
根 拠 条 項	徳島市生涯福祉センター条例 第13条第1項	
連 絡 先	有限責任事業組合 リフレ (電話 657-0190)	
処 分 基 準	<p>(入場の拒否等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 生涯福祉センターの施設又は付属設備を損傷するおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 感染性の疾病があると認められる者</p> <p>(4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物等を携</p> <p>(5) その他管理上支障があると認められる者</p> <p>2 施設利用者は、前項各号のいずれかに該当する者に対しては、利用の承諾を受けた施設への入場を拒否し、又は当該施設からの退場を命ずることができる。</p> <p>(6) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(7) その他指定管理者の係員の指示に従うこと。</p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定に違反した施設利用者に対し、退場を命ずることができる。</u></p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)